

## いじめの問題の解決のために

いじめとは「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。」(文部科学省)

### 【いじめが疑われる例】

- 理由もなく、一人で朝早く登校する。
- 家族との対話を避けるようになる。
- 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがりなかつたりする。
- 感情の起伏が激しくなり、動物や物等にやつあたりする。
- 衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔にすり傷や打撲の痕があつたりする。
- 学校に行きたくないと言いだしたり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなる。

いじめ問題の未然防止のためには、家庭の中で深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話やふれあいが大切です。

☆いじめのサインに気づいたら学校、関係機関に相談することが解決の第一歩です。

(学校)

- ・「いじめは絶対に許されない」との強い認識に立って、いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行っています。

(相談機関)

福山市教育委員会指導課  
084-928-1170

福山市青少年センター  
084-928-1046

福山市教育委員会  
「福山市研修センター」  
0120-874-783

福山教育事務所  
「こころの相談室」  
084-925-3040 (火・水 10:00~17:00)

広島県警察本部  
「ヤングテレホンふくやま」  
084-931-3993

広島法務局福山支局  
084-923-0100

## 児童虐待を防ぐために

児童虐待には「保護者による子どもに対する身体的虐待(せっかんや暴力)、性的虐待(わいせつ行為の対象にする)、ネグレクト(育児放棄)、心理的虐待(無視や言葉の暴力など)」があります。

### 【虐待が疑われる例】

- 毎晩のように子どもの泣き声がある
- 不自然なケガやアザがある
- 子どもが保護者に話しかけても、相手をしない
- 衣類や身体が非常に汚れている
- いつもお腹をすかせており、極端にやせている

「虐待では?」と感じたら「よその事だから・・・」と黙っていたのでは虐待は防げません。

☆話を聴いてあげるだけでも気持ちは楽になります。気軽に声をかけ、ちょっと手助けをしましょう。

☆相談(通告)をしてください。

(相談機関)

福山市子育て支援課  
084-928-1053

福山こども家庭センター  
084-951-2340

- ・虐待かどうかの判断は専門機関がします。
- ・通告者の名前は公表されません。
- ・虐待の事実がなかった場合でも、通告者が責任を問われることはありません。
- ・自分自身が虐待してしまったとか、虐待しそうになるという人の相談にも応じています。

お問い合わせ

福山市 人権推進課

TEL 084-928-1006

FAX 084-928-1229

〈発行 2007年(平成19年)3月〉